

一般社団法人福井県サッカー協会
県外旅費交通費基準

- 1 本基準は、一般社団法人福井県サッカー協会（以下、「本法人」という。）業務および事業の為に出張する場合に適用する。ただし、他の団体が交通費等を支給する場合は適用されない。
- 2 公共交通機関を利用する場合は実費（JR等運賃は、普通乗車賃と特急料金）を支給する。
- 3 私有車を利用する場合は、2名以上が乗車することを原則とし、以下の費用を支給する。やむを得ず、1名で私有車を使用する場合には、事前に専務理事の承認を得なければならない。なお、私有車使用に関してのトラブルは自己の責任において行うものとする。
 - (1) 燃料費および借損料
一律、1km当たり25円とし、往復距離で算出する。
 - (2) 高速道路通行料金・駐車場料金は実費を支給する。
- 4 やむを得ず、タクシーを利用する場合は、実費を支給する。
- 5 宿泊が必要な場合は、1泊につき10,000円を限度額とし、実費を支給する。
- 6 日当は、1日につき3,000円とする。
ただし、事業のため出張し、報償費等が支給された場合、日当は支給しない。
- 7 日当が支給された場合、食費は支給しない。

業務終了後、出張者は公共交通機関が発行した本法人宛の領収書または、その他の機関・店舗が発行した領収書を、旅費精算書に必ず添付し、事務局に提出すること。領収書の添付がない場合は支給しない。

改正 2019年12月4日